

- ⑤ 所得税の青色申告をする
- ④ 住宅借入金特別控除を受けた(1年目)
- ③ 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡所得などの合計所得が所得控除を超えた
- ▽ 公的年金の収入額が400万円以下で、医療費控除や社会保険料控除を受けて還付申告したい
- ▽ 公的年金の収入額が400万円を超え、次のいずれかに該当
- ② 公的年金(障害年金や遺族年金は含まない)の収入があり、次のいずれかに該当
- ▽ 公的年金の収入額が400万円を超える
- ▽ 公的年金の収入額が400万円以下で、そのほか20万円を超える所得がある

申告の日程

期 日	対 象
2月10日(月)	肉用牛・乳用牛生産者
12日(水)	肉用牛・乳用牛生産者
13日(木)	肉用牛・乳用牛生産者
14日(金)	2区
17日(月)	1・3区
18日(火)	4・5区
19日(水)	6区
20日(木)	7区
21日(金)	8区
25日(火)	9区
26日(水)	10区
27日(木)	11区
28日(金)	12区
3月2日(月)	13区
3日(火)	14区
4日(水)	15区
5日(木)	16区
6日(金)	17区
9日(月)	18区
10日(火)	19区
11日(水)	20区
12日(木)	21区
13日(金)	予備日(受け付けは12:00まで)
16日(月)	〃

- 受付時間… 8:30~12:00、13:00~15:30
- 相談時間… 9:00~12:00、13:00~終了時
- 申告会場… 役場2階201会議室
- 注意事項
- ① 予備日の2日間は例年、大変混雑するため午前中のみ(12:00まで)の受け付けとなりますのでご注意ください。
- ② 申告会場は例年大変混雑しますので、税務署が開設する申告書作成会場もご利用ください。
- ③ 青色申告以外の人でも申告の内容によっては税務署に案内する場合があります。

- ① 給与収入があり、次のいずれかに該当する人
- ▽ 年末調整を受けていない給与収入がある
- ▽ 年末調整した給与があり、医療費控除や社会保険料控除、住宅ローン控除を受けて還付申告したい
- ▽ 年末調整した給与以外に20万円を超える所得がある(営業、農業、不動産、雑、一時、譲渡所得など)
- ▽ 2カ所以上から給与収入があり、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた
- ② 給与収入が2千万円を超えた

重要 申告にかかる注意事項

① 対象行政区などの日に都合のつかない場合は、対象行政区など以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区などの人を優先的に受け付けすることにしますのでご了承ください。

② 申告は原則として、申告者本人が行わなければならない。やむを得ない事情により代理の人(ご家族)が申告される場合は、申告について説明できるよう、事前に内容を確認した上で申告するようにしてください。

③ 申告を行う際は原則として、収入、支出を科目ごとに整理した書類(帳簿など)と、これらを証明する書類(領収書など)を持参しなければなりません。書類(帳簿など)を整理し、記帳していない場合や、書類に不備がある場合には申告を受け付けることができません。なお、申告書類の整理(取支内訳の作成など)が済んでいる人の待ち時間を短縮するため、主に事業や不動産収入がある人は受け付けで取支内訳など(帳簿など)を提示していただき書類が作成済みの人のみを申告相談へお通しします。

④ 個人で事業や農業、不動産所得がある全ての人に日々の取引に関する帳簿の記帳が義務付けられています。収入や各経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いします。(1年間の合計額を必ず計算してください)

⑤ 取支内訳の作成や申告について不明な点がありましたら、申告期間前に最寄りの税務署および役場税務課へ事前にご相談ください。

⑥ 土地・建物の売却、株式に関する申告など複雑な内容の申告は2月中に税務署へ相談および申告されることをお勧めします。



税 3月16日(月)まで! の申告が始まります



間もなく、町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。申告日程、会場をご確認の上、申告してください。申告は納税者自ら前年1年間の所得を計算し、3月16日(月)までに記入して提出するものです。申告と納税は正しくお早めに!

■ 問い合わせ先… 税務課 ☎46-5563

あなたは確定申告、町・県民税の申告が必要・不要? 確認してみよう!

